

平成24年3月27日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

コンプライアンス委員会設置のお知らせ

本日開催の当社取締役会において、常設の「コンプライアンス委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 委員会の設置について

「コンプライアンス委員会」発足 (3月27日付)

2. 委員会設置の目的

平成22年6月の当社株式に関して、平成24年2月6日付の「証券取引等監視委員会による当社役員からの情報受領者に対する課徴金納付命令の勧告について」でお知らせいたしました事態や、一部報道機関において報道されたところの、情報受領者側においてインサイダー取引の嫌疑を受けている事態が発生しております。

当社並びに当社の役職員が嫌疑を受けているものではないとはいえ、当社では、これまで内部者取引管理規程を制定し、インサイダー取引の未然防止に取り組んできたにもかかわらず、かかる事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

また、上場会社を巡る最近の諸事件を受け、先般東京証券取引所から自社のコンプライアンス体制やその運用の状況に遺漏がないか再確認を行うようすべての上場会社に対して要請がなされたところであります。

そこで、当社といたしましては、前記のようなインサイダー取引の再発防止のための情報管理等の在り方も含め、コンプライアンス体制やその運用状況の再点検を行い、必要に応じて、行動指針の策定や関係規程の整備、研修等の実施、相談窓口制度の開設などを行うため、この度、外部弁護士を委員として招聘した上で、コンプライアンス委員会を設置することとしました。同委員会の業務により、当社の全ての役員及び職員のコンプライアンスに対する意識を一層高め、法令及び社会規範を遵守する企業風土の醸成と定着を図っていく所存です。

3. コンプライアンス委員会の役割等

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関して、以下の実施事項についての役割を担います。

- (1) 行動指針等の策定・運用及び関係規程の再点検と整備
- (2) 研修等の実施
- (3) 相談制度の開設・運用
- (4) 具体的事案の調査・報告
- (5) 具体的事案に関する必要な措置・懲罰等の提案・勧告
- (6) その他関連する事項

コンプライアンス委員会は取締役会の諮問機関として、社外監査役である小海正勝氏を委員長とし、他監査役3名、内部監査室長1名、外部弁護士1名の計6名と事務局で構成され、独立した判断と権限をもって、研修・調査等を行ってコンプライアンス経営を推進します。

なお、上記(3)の相談制度に関しては、本日付けで当社の役員及び職員が自由かつ安心して相談ができるよう、コンプライアンス委員である外部弁護士を担当者とする専用相談窓口を設けました。

4. コンプライアンス委員会の委員構成

委員長	小海 正勝	(当社監査役・弁護士)
委員	石川 毅	(当社常勤監査役)
	藤原 俊雄	(当社監査役)
	水島 顕	(当社監査役)
	山森 隆	(当社内部監査室長)
	大鶴 基成	(外部弁護士)

以上